

令和8年7月30日

システム開発事業者 御担当者 様

秋田県総務部公文書館長

秋田県新公文書館システム発注に係る情報提供及び概算見積について-2 回目-(依頼)

本県では令和3年度に文書管理システムを構築し、県が作成する行政文書の電子化を推進しており、その電子化した行政文書を歴史資料として将来に向けて保存、利用していくための新公文書館システムの構築が必要となっています。

現在の公文書館システムには、電子化された行政文書を引き継ぐ機能がありません。また、歴史資料を公開する機能がなく、別立ての絵図システム、デジタルアーカイブ(県立図書館所管)により利用者は公文書や古文書の目録の検索、絵図の閲覧等を行っているのが現状です。

前述の機能を備え、事務の効率化や維持費用の低減に資する新システムの構築に向けた検討に着手したところであり、最適な構築方針及び仕様検討の参考とするため、下記のとおり情報提供及び概算見積を依頼します。

なお、今回の依頼は、令和6年9月に実施したRFIに係る同じ案件の2回目の実施にあたるもので、1回目のRFIによる情報提供を参考にし改めて作成したものです。

記

1. 情報提供及び概算見積の依頼内容

(1) 情報提供依頼内容

別紙1「機能要件一覧」、別紙2「帳票一覧」、別紙3「リリーススケジュール」及び現行システムに関わる参考資料を基に、次に挙げる項目について、情報提供、概要提案、意見等の提供を可能な範囲でお願いします。また、上記の別紙1から3までの要件を満たしていて同等の機能を有している情

報提供等も可能とします。なお、作成に当たっては、次の観点を踏まえた上でお願いします。

1)調達案件の概要

- ・ 同規模団体での導入事例（類似業務含む）（構築範囲、構築スケジュール、検討経緯等）
- ・ 構築の範囲、単位（現行システムを踏まえ、どの範囲・単位で統合するべきか、別途構築を検討するべきか等）を示したシステム構成図
- ・ 構築に必要な期間（工程別スケジュール）、他団体の実績等を踏まえた新システム稼働開始に適切な時期や条件等（別紙3「リリーススケジュール案について」）

2)情報システムに求める要件

- ・ 別紙1「機能要件一覧」、別紙2「帳票一覧」を参照のうえ、貴社パッケージの標準機能で対応が難しい機能の実現可能性（カスタマイズや外付けツール等に対応、他システムとの連携等）を含め、上記帳票の対応の可否欄に記入すること。

3)調達物品等の内容

- ・ 機器

構成機器は、以下のとおり。

構成機器一覧

No.	名 称	用 途	数量 (新)	数量 (現行)
1	管理用サーバ	公文書、行政資料、古文書のデータを管理する	1	1(県:電子情報基盤)
2	公開用サーバ	公開するための目録及びコンテンツを管理する。画像データを格納する	1	なし
3	DNSサーバ		1	なし
4	データの一時保管場所	文書管理システムと当該システムにおいて連携する場面のデータの一時保管場所	1	なし
5	管理者検索用端末	閲覧室カウンターで職員が検索・申請書を印刷する	1	1

6	利用者検索用端末	閲覧室で一般の利用者が検索・申請書を印刷する	1	1
7	利用者検索用端末	閲覧室で一般の利用者が閲覧する	1	なし
8	利用者検索用端末（モニター不要）	閲覧室で一般の利用者が閲覧する	1	なし
9	プリンター	閲覧室内申請書印刷用	モノクロ2 カラー1	2

※参考までに、最終列に現行システムの数量を記載している。

・ソフトウェア

構成ソフトウェアは、以下のとおり。

ソフトウェア一覧

No.	名称	用途	数量 (新)	数量 (現行)
1	公開 Web サーバ／DNS サーバ用 OS	公開系システム用	1	なし
2	データベースソフトウェア	管理系システム・公開系システム用	2	1（クラウド）

※参考までに、最終列に現行システムの数量を記載している。

なお、公文書館システム内の業務は管理業務と公開業務を想定しておりクラウドの形体をとるものである。クラウドとしては、LGWAN 接続系環境やインターネット接続系環境の別は問わない。

4)本業務の実施内容に関する事項

・次の項目について作成すること

ア)業務実施計画書等の作成

イ)システム開発

ウ)運用保守

エ)プロジェクト管理の実施

オ)定例会等の実施

5)成果物

- 貴社が想定するシステム構築のための進捗状況に係る成果物

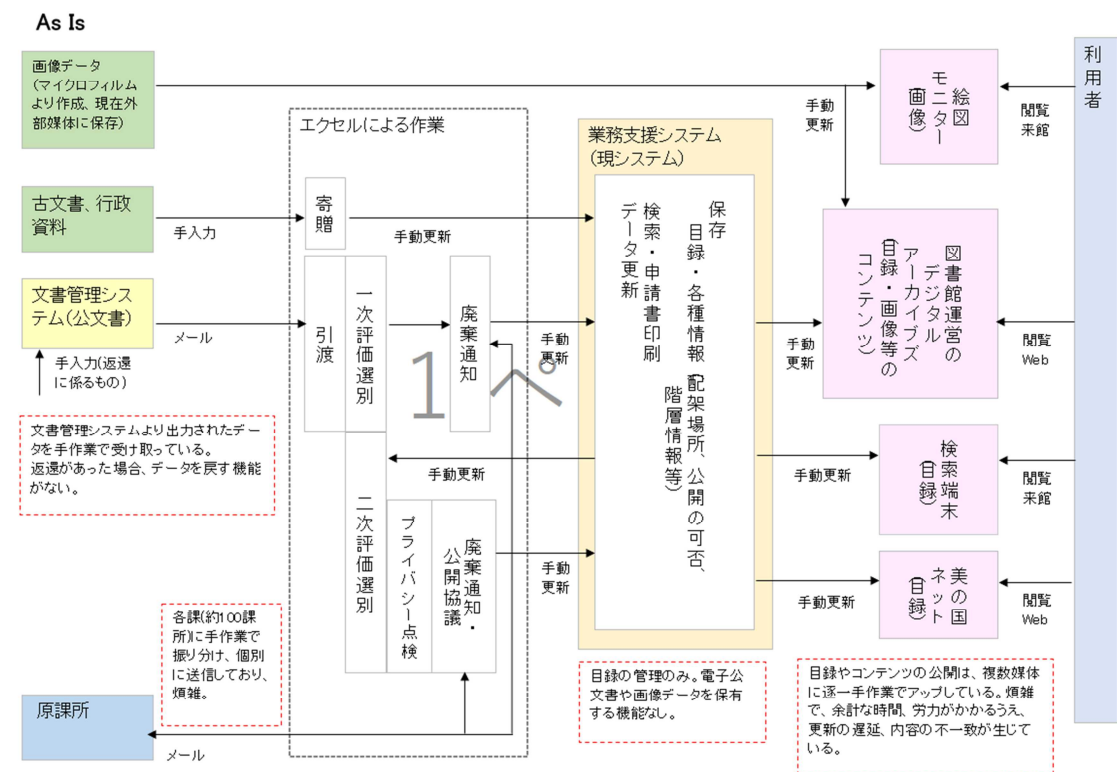
6)本業務の実施体制・方法に関する事項

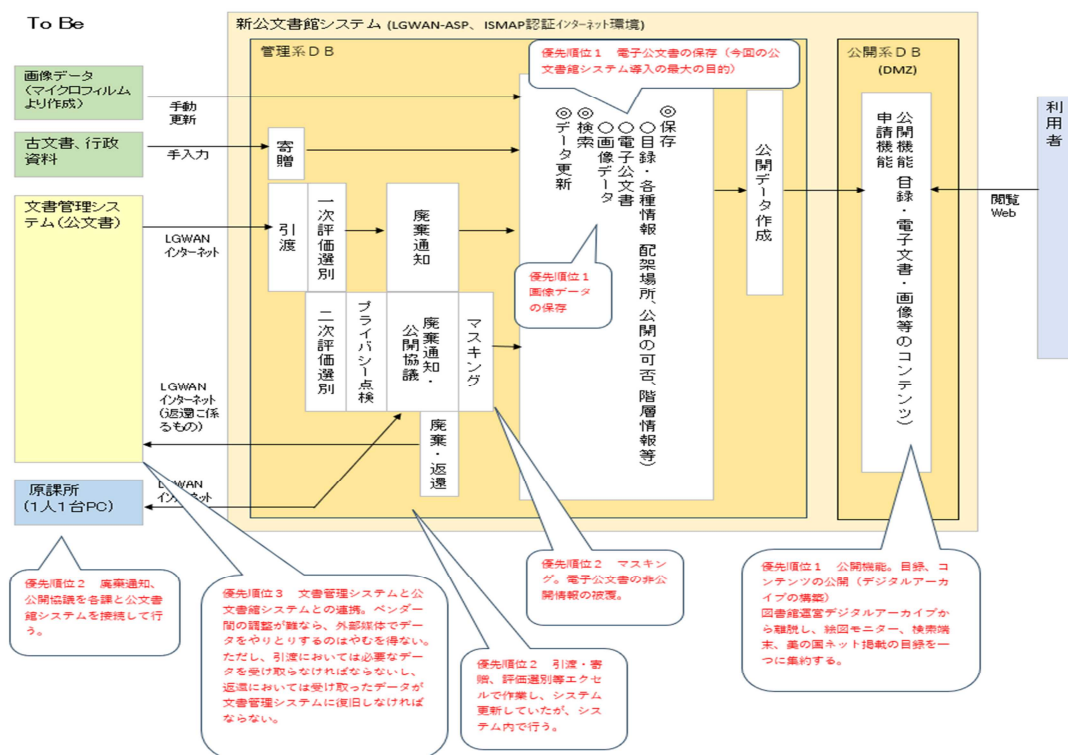
- 貴社が想定する実施体制及びその人員に係る資格等の保有状況や類似業務の実績

7)本業務の実施に当たっての遵守事項

- 貴社が想定するサービス品質保証 (SLA: service level agreement)

なお、新システムで想定している業務の流れは次に示すとおりである。





(2) 概算見積依頼内容

来年度の予算編成の参考とするため、貴社が考える新システム構築範囲を前提とした概算見積をお願いします。概算見積は、別添1「概算見積書」の様式での作成をお願いします。別添様式については、必要に応じて見積区分を詳細化して記載ください。なお、文書管理システムとの連携費用(機能一覧表の赤枠の表示部分参照)を把握したいため様式の区分に従って記載をお願いします。また、別添1「概算見積書」とは別に、任意の様式で以下の情報を併せて提示ください。

- 概算見積の前提条件(新システム構築範囲、スケジュール等)
- 別添1「概算見積書」の「1. システム構築費用」及び「3. システム保守・運用費用」に単価および工数の記載がない場合、その内訳がわかる資料
- 別添1「概算見積書」の「2. ハードウェア・ソフトウェア費用」の前提となる機器構成、ソフトウェア構成
- パッケージ標準機能以外の機能を導入する場合、カスタマイズや外付けシステムの内容及び内容ごとの費用

2. 資料の提供方法

(1) 資料の提供期限 **令和8年8月25日(火)午後5時**

(2) 提供先

秋田県総務部公文書館

公文書チーム 鈴木、堤

〒010-0952 秋田市山王新町 14-31

TEL:018(866)8301

Email: koubunshokan@pref.akita.lg.jp

(3) 提供方法 E-メールによる電子ファイルでの提供をお願いします。ただし、別途内容のご説明をお願いすることがあります。

3. 特記事項

- 情報提供及び概算見積の回答に当たり、資料(現システムの基本設計書等)一式の閲覧を行いますので、事前に上記 2.(2)までご来館希望日時等を御連絡ください。その際は、別添2「資料閲覧に係る機密保持誓約書」を公文書へ提出してください。
- 提供いただいた資料等は、貴社に断りなく外部への提供はいたしません。
- 情報提供に係る一切の経費については、貴社側の負担とします。
- 情報提供された書類等は、貴社から明確な指示があったものを除き返却しません。
- 提出された書類等について、秋田県情報公開条例(昭和 62 年 03 月 13 日条例第 3 号)に基づく公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合があります。